

認知症高齢者見守り等サービスのてびき

(令和3年度～令和5年度)



伊丹市マスコット たみまる

itami
伊丹市

介護保険課

伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市役所1階(22番窓口)

TEL : 072-784-8037 / FAX : 072-784-8006

申請書等は下記 URL (伊丹市ホームページ) からダウンロードできます。

http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/KAIGO/KAIGO_ZIGYOSYA/KAIGO_SERVICE_ZIGYOSYA_SINSEISYO/1389780211551.html

認知症高齢者見守り等サービスについて

1 認知症高齢者見守り等サービス（以下、見守り等サービスという。）とは

在宅の認知症高齢者に対し、見守り等サービスを訪問介護事業所および第1号訪問介護事業所が行うサービスです。家族介護者の負担を軽減し、認知症高齢者の在宅生活継続を支援することを目的としており、伊丹市では市町村特別給付として実施しております。

2 市町村特別給付とは

市町村特別給付は、要支援・要介護者に対し、介護保険法で定められている保険給付以外に各市町村が独自で定める保険給付です。要介護状態の軽減・悪化防止または要介護状態になることの予防に資することを目的とするものです。財源は、第1号被保険者保険料となります。

3 利用対象者等について

サービス利用 対象者	伊丹市内に居住し、かつ伊丹市の介護保険被保険者であり、下記の要件（１）～（３）のいずれも満たす方。 （１）要介護または要支援の認定を受けている方 （２）下記のいずれかの状態にある方 ① 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している方 ② 日常生活に支障を来すような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられるが、誰かが注意していれば自立できる方 ③ 日常生活に支障を来すような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする方 （３）見守り等サービスを受けることにより安定した在宅生活の継続が見込まれる方
サービス内容	保険給付および総合事業の訪問型サービスの対象とならない次のサービスです。 ① 見守り ② 話し相手 ③ 外出介助（通院介助を除く散歩等） ※各サービスの詳細については担当ケアマネジャー等にお尋ねください。
利用回数・時間	利用する曜日・時間帯を指定して、 <u>30分単位で1回4時間（計16時間／月）</u> まで利用可能です。
利用者負担額	<u>30分あたり250円</u> です。 ※生活保護受給者の方も利用可能です（担当ケアマネジャーにご相談ください）。

4 サービス利用手続きについて

伊丹市で要介護認定を受けていますか？
(要支援 1・2、要介護 1～5)

いいえ

市介護保険課で要介護認定申請を行ってください。

はい

利用対象者が市内に在住し、何らかの認知症状を有しており、見守り等サービスの利用により安定した在宅生活の継続が見込まれますか？

はい

ケアマネジャー・地域包括支援センターが申請窓口となりますので、ご相談下さい。
(伊丹市内にある指定訪問介護事業所もしくは指定第1号訪問介護事業所と調整・契約)

担当ケアマネジャー等と調整の上、市介護保険課に申請書類を提出して下さい。

- ・認知症高齢者見守り等サービス費支給申請書(様式第1号)
- ・本サービスを組み込んだケアプラン第1・2・3表の写し(ケアマネジャーが作成します)

市介護保険課による審査

市介護保険課より申請者に対して決定通知を送付いたします。
(申請日から1週間程度(書類に不備がない場合)で送付いたします。)

認知症高齢者見守り等サービスを利用することが可能です。

5 具体的な利用事例

顔なじみのヘルパーさんと一緒に下記のような内容での利用ができます。

- 家族が買い物等で留守中の話し相手
- 近所を散歩する際の外出介助
- 余暇活動(庭の花の水やり、読書、DVD 観賞)の見守り
- 室温の確認や水分・食事摂取などの声掛け 等

6 Q & A

Q1	認知症高齢者見守り等サービスを利用中に、急に身体介護（排泄介助等）が必要となった場合は、ヘルパーさんに対応してもらえるのか。
A1	認知症高齢者見守り等サービスの内容は、原則として、①見守り②話し相手③外出介助（散歩）となりますが、<u>どうしてもヘルパーが対応しなければならない急な身体介護について、禁止しているものではありません。</u>認知症高齢者見守り等サービスで実施できる内容については、次の例を参考にしてください。 認められる ・ 利用者との会話 ・ 家族が外出時の見守り ・ 利用者との散歩 ・ 利用者の趣味を一緒に行う ・ 見守り中、その時に実施しないと利用者に悪影響が出るケア 等 認められない ・ 保険給付や総合事業の訪問型サービスの対象となる身体介護・生活援助全般

Q2	見守り等サービスは、ケアマネジャー等が作成したケアプランに定められた日時にしか使うことができないのか。
A2	原則、見守り等サービスは、他の介護保険制度のサービスと同様に、ケアプランに位置付けられた日時にご利用いただくこととなっております。 しかし、予定外に本サービスを利用しなければならない事象等が生じた場合には、<u>事前にケアマネジャー等から介護保険課のほうに、ご相談いただければ決定通知に記載されている利用時間の範囲内であれば、変更を認めています。</u>

Q3	認知症高齢者見守り等サービスはだれが提供してくれるの？
A3	市内に住所のある指定介護訪問介護・指定第1号訪問介護事業所の訪問介護員が行います。

Q4	見守り等サービスの利用料は、高額介護サービス費支給の対象になるのか。
A4	本サービスの利用料については、 <u>高額介護サービス費の対象にはなりません。</u>